

鹿児島市新産業創出研究会部会運営要領

(趣旨)

第1条 この規約は、鹿児島市新産業創出研究会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第8条に定める部会について、設置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 部会は、「食・ヘルスケア・環境」分野での新たなサービス及び製品の創出を促進することで、成長分野に関連する新たな産業を創出することを目的とする。

(事業)

第3条 部会の事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) セミナーの開催
- (2) 産学連携等のマッチング
- (3) 新たなビジネスの創出を支援するプログラムの実施
- (4) 補助金等に関する情報提供
- (5) その他新たなビジネスの創出を促進するために必要な事業

(設置部会)

第4条 設置する部会は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ヘルスケア産業部会

健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの構築に資する新たなヘルスケアサービス及び製品など、ヘルスケア産業の創出を促進する。

- (2) 新事業展開部会

既存の事業分野と、新たな技術や異なる事業分野とのかけ合わせによる、「食・ヘルスケア・環境」分野での新たな事業展開を促進する。

(分科会)

第5条 新たなビジネスの創出に向けて、会員同士が連携して取り組むときは、必要に応じて分科会を設置することができる。

(会員)

第6条 部会は、会員をもって組織する。

2 会員は、部会の趣旨に賛同する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市で、新たなビジネスの創出に取り組む者で、本市に本社若しくは事業所を有する法人又は本市に住所を有する個人
- (2) 前号に掲げる者との連携を希望する法人又は個人
- (3) その他産業支援機関や関係団体

(入会及び退会)

第7条 部会への入会を希望する者は、別に定める入会申込書を市長に提出し、承認を得なけ

ればならない。

2 部会からの退会を希望する者は、別に定める退会届出書を市長に提出しなければならない。

3 公序良俗に反するなど、部会の運営に支障が生じるおそれがあるときは、入会を拒否又は退会させることができる。

(会費)

第8条 会費は徴収しない。

(事務局)

第9条 事務局は、鹿児島市産業局産業振興部産業創出課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。